平成８年11月25日発行　第217号　隔月１回25日発行

# 行政書士ほっかいどう

1996.11.NO.217

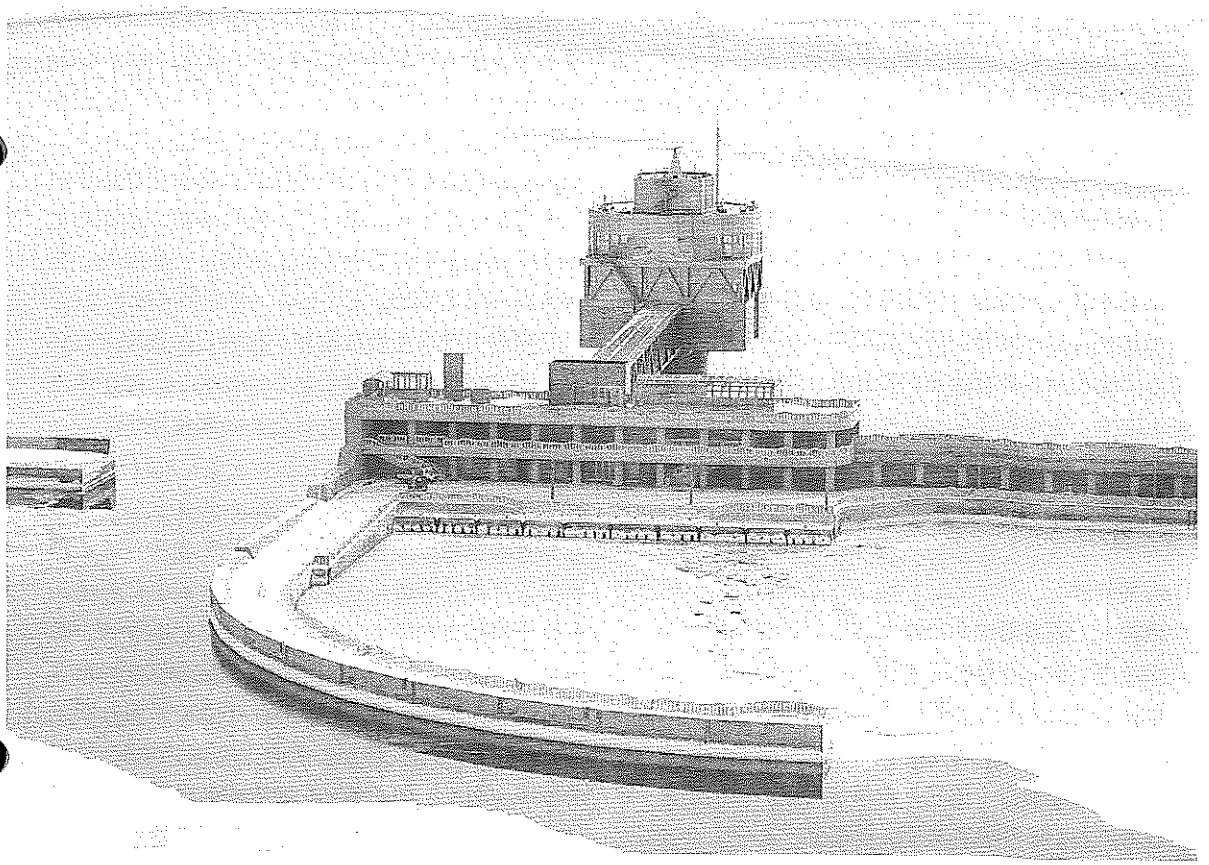

＜世界初・紋別市氷海展望塔（オホーツクタワー）＞

目　　次

＜業務基礎講座シリーズNo.３＞
　日和見教授の法律講座　相続（その２）……２
行政書士'96札幌フォーラム開催 ……７
日行連と本会との連絡会開催……８
外国の方々への無料相談会開催……８
旭川支部・パソコン研修会参加報告
（編集委員　佐々木ひとみ）…９
開業２年、中年新米行政書士の雑感
（札幌支部　住友秀紀）…12
＜お知らせ＞
　平成９年度開発局、北海道関係入札参加
　資格審査申請説明会開催のご案内……13
本会の主要行事／支部のうごき……15
戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書……17
「行政書士ほっかいどう」バックナンバー
一覧（平成８年発行分）……18
表紙のことば／ごせい去／編集後記……20

北海道行政書士会

# 日和見教授の法律講座 第3回 相続の基礎－相続（その2）

私は、ドクトル日和見。人は私を永遠の貴公子と呼ぶ。そして私はシュークリームが好きだ。え？何を言いたいかって？要するに私は疲れているということ。だいたい編集委員会の連中は人使いが荒いんだよ。もうちょっとだったのに…。さて、「前回は各方面から好評でしたよ」という甘い言葉にだまされて、前回に続いて「相続」の基本的事項を説明する訳じゃが、書くうちに己の浅学に気付づかされるとは。従って、ここで説明する内容は、相続に関するアウトラインをなぞったに過ぎないものであるから、ぜひ、皆さんで各自研鑽を積んでもらいたい。そこで、私もこれを書き終えたら、また修行の旅に出かけようかな～と。もし、遠い異国の地で私を見かけたら、そっと伝えてほしい。日和見も元気でやっていると。それでは、始めることにしましょう。ちなみに、私はイチゴショートもスキです。

## 6．宴の準備－相続財産の清算

被相続人の死後にその権利義務が清算されるのは、例外的に次の三つの場合です。①相続人が特に清算を望んだ場合（限定承認）と③相続債権者又は相続人の権利者が望んだ場合（財産分権）、そして③相続人の存否不明の場合（相続人の不存在）です。限定承認については前回（215号）で説明しましたので、ここでは財産分離と相続人の不存在について説明します。

### (1)財産分離

相続人の固有財産が良好であるのに相続財産が債務超過であったり、逆に相続人の固有財産の方が債務超過の場合に、相続人の固有財産と相続財産とが相続が開始することによって混同してしまうと、相続債権者や相続人の債権者等の利益が害されることが予想されます。そこで、このような事態が生じるのを避けるために、相続財産が相続人の固有財産と混同することを避け、相続財産自体について清算する制度を設けました。(と言っても、私じゃないですけど。)これを財産分離といいます。

財産分離には、相続債権者(被相続人の債権者)又は受遺者の請求による場合（第一種財産分離－941条以降）と、相続人の債権者の請求による場合（第二種財産分離－950条）とがあります。

しかし、現在では破産法の手続によって処理されることの方が多く、この制度はあまり利用されていないようです。従って、皆さんは、破産法も勉強しないといけませんね。人間、一生勉強。お前もだって？はい。

☆財産分離は相続債権者や相続人の債権者の利益を保護する制度であるのに対し、限定承認は相続人の利益を守るための制度です。

### (2)相続人の不存在

皆さんは自分の死の瞬間について考えたことがありますか？臨終のとき、あなたの周りには成長した子供達とつぶらな瞳を輝かせている孫達。そして、その傍にはあなたの手を固く握る年老いた妻。口元にうっすらと笑を浮かべ、小さく「ありがとう…」とつぶやき、静かにまぶたを閉じる…。「タカシーッ!!」。何と美しい終末でしょうか。でも、すべての人がこのような安らかな死を遂げるとは限りません。たった一人で、見取る人もなく、市井の片隅でひっそりと、という人も多いのです。そして、ある人が死亡したが、その者に相続人がいるか否かが不明な場合には、その者の相続債権者や受遺者の権利を害することになります。そこで民法は、このような場合に備えて、相続人を捜索するとともに、相続財産を管理、清算することによって利害関係人の利益を保護しようとしています。

相続人のあることが明らかでないとき、相続財

産は当然に法人（相続財産法人）となります（951条）。そして家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって相続財産管理人を選任し、かつ、遅滞なくその旨を公告します。（952条）。この場合の相続財産管理人は相続財産を代表する反面、不在者の財産管理人と同じ権利義務を負うことになります（953条）。

では、相続人のあることが判明したらどうなるのでしょうか。この場合には、相続財産法人は存在しなかったものとみなされ、相続財産の管理・清算手続は廃止されます（955条）。但し、取引の安全を配慮して、管理人が行った権限内の行為については有効とされます（同条但書）。

さて、相続人の不存在が確定し、特別縁故者による相続財産分与がなされてなお残余財産があれば、「国庫」つまり国の懐に入り、相続財産法人はお役御免で消滅します（959条）。

☆特別縁故者とは

民法は、相続人の範囲を子（含、養子）、配偶者、直系尊属、兄弟姉妹に限定し狭く定めており、他方で遺言があまりなされないことから、相続人の不存在が確定してしまうと遺産が国庫に帰属することになる。しかし、それでは内縁の妻や事実上の養子など、法律上の相続人ではないが、被相続人と苦楽を共にし、雨の日も風の日も肩を寄せ合って家族共同体を作ってきた者たちの生活が根底から脅かされる。そこで、相続人の不存在が確定した後、被相続人と生計を同じくしていた者や特別の縁故があった者の請求により、これらの者に、清算後残った相続財産の全部又は一部を与える（裁判所の裁量により）ことができるものとした（958条の３）。

△共有者の一人が死亡し、相続人の不存在が確定し、相続債権者や受遺者に対する清算手続が終了したときは、その共有持分は他の相続財産とともに特別縁故者に対する財産分与の対象となり、上記財産分与がされず、当該共有持分が承継すべき者のないまま相続財産として残存することが確定した時に初めて民法255条により他の共有者に帰属する。

## 7．天使達の謝肉祭－遺産の分割

では、やっと「清算」が終わったところでいよいよ待ちに待ったお食事の時間です。え？ぺこぺこだって？あわてない、あわてない。あわてる何とかはもらいが少ないって言うでしょう。これから、遺産の分割が始まります。

遺産分割とは、共同相続財産を相続分に応じて分割し、各相続人の単独所有とすることをいい、これをもって相続手続は完了します。すなわち、相続財産の移転の最終局面であり、ここでまた悲喜こもごもの人生模様が展開されるのです。そんな人間達を見るのが大好きです、私は。悪趣味と言われようと何と言われようと。

### (1)具体的相続分

遺産分割を行うためには、まず共同相続人各自の権利義務の分量を確定しなくてはなりません。これを具体的相続分といいます。これは、被相続人が死亡した時点で有していた財産に相続人の相続分（指定又は法定）を乗じればいいのですが、現実にはそう単純ではありません。

具体的相続分＝相続財産×相続分

というのは、相続人の中に被相続人から何らかの利益を受けていたり、被相続人の財産の増加に特別な尽力をした者がいる場合があるからです。これらを適正に評価しないと、相続人間に実質的な不平等が生じてしまうことになりますよね。そこで法は、特別受益者と寄与分の二つの制度を置いたのです。

イ．特別受益者（903条）

共同相続人中に被相続人から遺贈や生前贈与を受けた者（特別受益者）がある場合は、それらの者が受けた特別利益を含めた上で具体的な相続分を計算するのが公平でしょう。そこで、このような特別受益者に対しては、その受けた利益の「持戻し」を命じた上で具体的相続分を算出します。

〈ポイント・チェック〉

特別受益者の具体的相続分

① 被相続人が相続開始時に有した財産の価額（遺贈分は含めない）に、特別受益とみなされる「贈与」の価額を加えたものを相続財産とみなし、

② それを指定又は法定相続分率で割って各共同相続人の相続分額を算出し、

③ この相続分額から特別受益となる遺贈又は生前贈与の額を差し引いたもの

| 特別受益者の具体的相続分 | ＝ | （相続財産価額＋特別受益価額）×相続分－特別受益価額 |
|---|---|---|

〈具体例〉

Xには妻と子A、B、Cがいる。X死亡時の財産が750万円であったが、AはXの生前、事業資金として150万円の贈与を受け、妻は300万円の遺贈を受けた。各共同相続人の具体的相続分額はいくらになるでしょう。

計算の基礎となる相続財産

750万円＋150万円（Aの贈与分）＝900万円

各自の具体的相続分

妻＝900万円×1／2－300万円＝150万円

A＝900万円×1／2×1／3－150万円＝0

B＝900万円×1／2×1／3＝150万円

C＝900万円×1／2×1／3＝150万円

㊟具体的相続分の算定の結果、相続分がマイナスとなった場合にはどうなるのでしょうか例えば上の例で妻が500万円の遺贈を受けていたら、具体的相続分はマイナス50万円となり、この場合、妻は相続分を受けることができません（同条2項）。かといって、受遺物の返還や遺贈の減額を求められることもありません（遺留分の滅殺請求を受ける余地はある）。ホッ。その結果、他の相続人の具体的相続分が、マイナス分だけ減少することになります。

㊟但し、被相続人が以上と異った意思（持戻しの免除等）を表示した場合にはそれに従う（同条3項）。

ロ．寄与分制度（904条の2）

今度はイとは逆に、共同相続人の中に長年被相続人の事業を手伝ってきた者がいたり、病気の被相続人を献身的に世話をしてきた者がいた場合に、これらのことを無視して相続分を算定すると、相続人間に不平等が生じることになります。そこで民法は、共同相続人中、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産の給付、被相続人の療養看護とその他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者がいる場合には、まずこれらの者に「寄与分」を取得させた上で清算することにしたのです。

寄与者の具体的相続分は次のように算定します。

① 被相続人が相続開始の時に有した財産の価額からその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、

② それを指定又は法定相続分率で割って各共同相続分を算定し、

③ この相続分に寄与分の額を加えたものです。

| 具体的相続分 | ＝ | 相続開始時の被相続人の財産の価額 | －寄与分 | ×相続分率＋寄与分 |
|---|---|---|---|---|

〈ポイント・チェック〉

① 妻の家事労働や妻として夫に対する看病（逆のケースも同じ）などは特別の寄与とはいえない。

② 内縁の配偶者は共同相続人ではないので寄与分の主張はできない。この場合には、不当利得、事務管理によって費用の償還請求をするほかない。

③ 代襲相続人は寄与分を相続することができる。

④ 寄与分は共同相続人感の協議で決する。しかし、ほとんどまとまらないので、その場合は寄与者からの請求によって家庭裁判所が決定する。

⑤　寄与分は相続財産の価額から遺贈の額を控除した額を超えることができない。

### (2)遺産分割

ところで皆さんは「チョベリバ」という言葉を知ってますか？　何！？　知らないですって？世の中はどんどん進んでいるのに、次代を担う行政書士としては…。百聞は一見にしかず、聞くは一時の恥。街で女子校生でもつかまえて聞いてみて下さい。但し、エッチなおじさんと思われないように。だからどうしたって？いや、別にどうもしませんけど…。

では、本筋に戻ります。以上のように、具体的相続分が決まると、いよいよごちそうの分配が始まり、相続におけるクライマックスをむかえることになります。

遺産分割とは、共同相続財産を相続分に応じて各相続人の単独所有とすることをいいます。即ち、相続財産は相続開始とともに一旦共同相続人間の共同所有となるが、遺産分割手続きを通して各相続人に個別具体的に分配され、その個人財産となり、これで共同相続人間に深い溝を残しつつ一応終了することになります。めでたしめでたし。

**〈ポイント・チェック〉**

①　共同相続人は、原則としていつでも遺産分割を請求できる（907条１項）。

〈例外〉

イ．被相続人は、遺言で分割を禁止できる。但し、５年を越えることはできない（908条）。

ロ．共同相続人は、協議で分割を禁止できる。但し、これも５年を越えることができない(256条）。

ハ．家庭裁判所は特別の事由あるときは期間を定めて分割を禁止できる（907条３項）。

②　遺産分割は、遺言による分割方法の指定があればそれに従う（指定分割－908条）。遺言がない場合には、共同相続人間の協議による（協議分割－907条１項）。ただ、協議が調わないか、協議することができないときは、相続人の申立によって家庭裁判所による分割が行われる（審判分割－907条２項）。

### (3)分割の効力

遺産の分割は、相続開始時に遡ってその効力を生ずることになります（909条本文）。従って、各相続人は直接に被相続人から遺産を継承したことになるわけです。但し、909条但書によって、遺産分割の遡及効はある程度制約されていると解されています。その結果、遺産分割による相続不動産の取得は登記なくしては分割後の第三取得者に対抗し得ません（最判昭46．１．26）。従って、遺産分割によって不動産を取得した人は、とにかく早いとこ登記をしなければ、せっかく取得した不動産を第三者にとられてしまいますので注意して下さい。

**〈ポイント・チェック〉**

①　遺産分割の効力は相続開始時に遡って効力を発することが、この遡及効を貫くと取引の安全を害することになるので、第三者の権利を害することはできない（909条但書）。但し、第三者が自己の権利を主張するためには、権利保護要件として「登記」が必要と解されている。

〈例〉

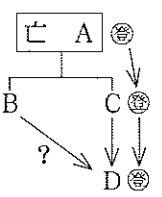


例えば、Ａの死亡によりＢ、Ｃが共同相続し、当該土地を遺産分割によりＢがその全部を相続したが、Ｃが単独登記をしたうえ、Ｄに売却した場合、判例は、ＢはＤに対しては登記がなければ自己の権利の取得を対抗することができないとした。早い話が、ＣからＤへの所有権移転登記がなされてしまえばＢとしてはお手上げということです。あとはせいぜいＣに対し損害賠償を請求できるぐらいでがまんするしかないでしょう。従って、遺産分割によって不動産を取得したら何はさて置き登記をしてしまうことです。

ところが、逆に、前例で、Ａの死亡によりＢ、Ｃが土地を共同相続し、Ｃが相続放棄を

したが、Cが単独登記したうえ、Dにその全部を売却した場合、Cの相続放棄によってBが取得したCの持分については、Bは登記なくしてDに対抗できるとしています。

② 相続開始後に、即ち遺産分割その他の処分がなされてしまった後に、その後認知されて相続人となった者が遺産分割を請求する場合には、価額による支払請求のみが認められる（910条）。これは、非摘出子の保護と遺産分割の法的安定性との調和を図るための規定です。

③ 遺産分割によって取得した財産に瑕疵（欠陥・キズ）がある場合には各共同相続人はその相続分に応じて売主と同じ担保責任を負う（911条）。即ち、遺産分割は、共有持分の相互交換の実質を有する以上、共同相続人間の公平を図る必要があるから規定されたものです。

## 8．天国への道標

人は、生まれると同時に「死」へのスタートを切るのです。死んだ後、どこへ行くかは死んでから考えればいいことなんです。天国へ行くのか地獄に行くのか、待っていてくれるのがお釈迦様なのかキリスト様なのか、借金取りでなければ誰でもいいのです。ただ、行政手続のスペシャリストの名誉にかけて、少なくてもこの世の後始末ぐらいはきれいにしたいものです。“飛ぶ鳥後を何とやら”とも言いますしね。これで皆様も、遺言と相続のエキスパートになれるでしょう。さあ、皆様、残り少ない人生のゴールに向かって、ラストスパート！えっ？お前も一緒に来いって？申し訳ありません、私は長距離ランナーですので、あとからゆっくり行きます。では、グット・ラック！

# パソコン研修会の開催について

＜函館支部＞

記

場　所　函館職業能力開発センター（ポリテクセンター函館）
　　函館市日吉町 3-23-1
講　師　ポリテクセンター専任講師
講座・日程

◎コースⅠ「パソコンによるワープロの基礎」
日　程　12月４日(水)　9:00 ～ 16:00
　　5日(木)　18:00 ～ 21:00
　　6日(金)　18:00 ～ 21:00
　　9日(月)　18:00 ～ 21:00
　　10日(火)　18:00 ～ 21:00
　　合計　18時間
※ワープロソフト「一太郎」を使用して、ワープロの基本文書の編集表作成、印刷機能等を研修し、文書作成技能を習得する。

◎コースⅡ「パソコンによるワープロの応用」
日　程　1月8日(水)　9:00 ～ 16:00
　　9日(木)　9:00 ～ 16:00
　　10日(金)　9:00 ～ 16:00
　　合計　18時間
※基礎コース終了者を対象に、他のソフトとの関連性、拡張機能等の知識、技能を習得する。

研修用のパソコン機器は、受講者に１台あて用意されます。

受講対象者、行政書士および補助者

受講料は各コースにつき、2,000円
（当日会場で納入願います。）

●受講希望者は、函館支部（ＴＥＬ 0138-22-0736）に連絡して下さい。

# 職業的専門家としての職務、職責を痛感

## ――行政書士'96札幌フォーラム開催――

10月５日(土曜日)午後、札幌市中央区の札幌第一ホテルを会場に、行政書士'96札幌フォーラム(主催・フォーラム実行委員会／実行委員長・滝沢俊行／後援・北海道行政書士会)が開催されました。

今回のフォーラムのテーマは「行政書士＝職業的専門家の業務責任と損害賠償」ということもあり事前の評判も高く、参加者も全道各支部から38名の出席がありました。

第一部では、弁護士の山崎　博先生を講師にお招きし「行政書士と損害賠償」と題する基調講演をいただきました。行政書士の業務とは、士業が抱える現代的な問題、情報公開の波と行政書士等の講話に続き、メインテーマであり、また、山崎先生が最も専門とする「損害賠償概論」の現実的かつ実践的な説明がありました。

続く第二部では、基調講演を受けたパネルディスカッションが展開されました。本会理事の葛西彰先生（札幌支部）をコーディネーターとし、パネリストには行政書士の業務経験豊富な佐藤良雄先生（札幌支部）と酒井正先生（札幌支部）並びに行政書士の損害賠償保険を扱っている安田火災海上東京本社の唐沢俊哉様、そして山崎弁護士にもアドバイザーになっていただき白熱した討論が繰り広げられました。

行政書士の職域の広がりと業務の高度化が激しく進行する今日、顧客から信頼され、かつ質の高い仕事を市民に提供していくことが求められております。そのような中、今次フォーラムで取り上げられた内容については今後とも私たち一人一人が常に考えていかなければならない課題であると思います。次回開催されるであろうフォーラムについても、今回の問題を踏まえた上で会員諸氏に提起していきたいと考えます。

なお、近日中に今回のフォーラムの成果を小冊子にいたします。有料となりますが、ご希望の方は実行委員会事務局までおたずねください。

**＜行政書士'96札幌フォーラム実行委員会＞**

# 日行連と本会との連絡会が開催されました

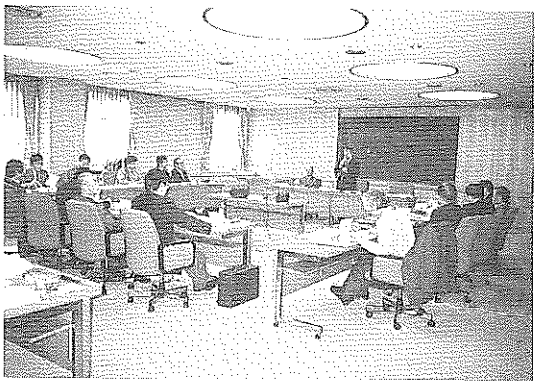

日本行政書士会連合会は、日行連の事業の説明及び単位会の現状説明と日行連への要望を聴くなど、各単位会との意志の疎通を図るため、本年度事業の一環として各地方協議会単位ごとにこの連絡会を開催することとなり、去る10月23日札幌市中央区北農健保会館において、日行連と本会との連絡会が開催されました。

日行連からは、住吉会長、朝倉登録部長（愛知会会長）、長沼総務課長の３名が、本会からは、日向寺会長はじめ各副会長、各常任理事、各監事、支部長会議長及び副議長の14名が出席しました。

また、翌24日に次の事項を主な話題として、日行連住吉会長、朝倉登録部長と本会日向寺会長の３者による座談会が、本会佐藤副会長の司会で行われました。

連絡会の概況につきましては、「月刊日本行政」12月号に掲載される予定であり、座談会の状況につきましては、「行政書士ほっかいどう」新春特集号でお知らせすることとしております。

＜座談会の主な話題＞

1　行政書士法の改正についての今後の取組
2　電子申請と行政書士会の役割
3　行政書士の社会的地位の向上のための方策

# 外国の方々への無料相談会が開催

平成８年10月４日、㈶札幌国際プラザコンベンションホールにおいて、外国人の在留等の無料相談会が開催された。申請取次者を中心とした相談員は、相談に訪れた外国人の方々から、結婚、在留資格の変更要件などの質問に対し要領よく回答を与え、相談者からの感謝が相次いだ。

●国籍別相談数

| | |
|---|---|
| アメリカ | 3　人 |
| オーストラリア | 1　人 |
| 韓国 | 1　人 |
| イタリア | 1　人 |
| アイルランド | 1　人 |
| 日本 | 1　人 |
| 計 | 8　人 |

●相談内容

| | |
|---|---|
| 在留資格の変更 | 3　件 |
| 在留資格の更新 | 2　件 |
| 永住、帰化の手続 | 2　件 |
| 国際結婚の手続 | 1　件 |
| 計 | 8　件 |

## 旭川支部パソコン研修会参加報告

# 新しい時代に対応する行政書士

会報編集委員　佐々木　ひとみ

平成８年10月29日（火）、旭川市永山８条20丁目　旭川職業能力開発センター（ポリテクセンター）にて北海道行政書士会旭川支部主催のパソコン研修会が開催された。

近年とみにパソコンが普及してきている状況の中、官公庁においても各種申請・届出等手続きについて電子化に対応したものへの見直しが緊急に進められているが、当然のごとく行政書士にもその波は押し寄せてきていることから今回の研修会の開催となった。

今回の研修会は、まず電子申請に関する行政書士を取り巻く状況の説明や、パソコンで何ができるか実際に触ってみるというごく簡単な基本操作の説明であったが、以後この研修会はどんどん細部にわたり技能を修得していき、全ての研修を終了するとパソコンを使って自由に通信ができるようになるという大変懇切丁寧な日程となっている。又、今後の実務研修会もぜひ参加してみたいと思わせるくらいきめ細やかな日程であった。（下記参照）

（今後のパソコン実務研修会の日程）

1．パソコンによるワープロの基礎／11月11、13、15、17（20、22の２日分の予定が振替）18の５日間

　ワープロソフト「一太郎」を使用してワープロの基本文書の編集、表作成、印刷機能等を研修。文書作成技能を習得。

2．パソコンによるワープロの応用／12月２、４、６、９、11、13日の６日間

　パソコンワープロ基礎の修了者を対象に他のソフトとの関連性、拡張機能等の知識、技能を習得。

3．パソコン通信とインターネット／４日間で12時間（日程未定）

　各種通信方式、インターネットによるデータ通信を実践し、公衆回路におけるデータ転送方法等を習得。

時代は以前にもまして変化しているが、実際にそれについて行ける人間がどれだけいるかというと今の時点では大きな疑問である。これからの行政書士の在り方に少しでも不安を持っている方々であるならばこのような研修が今一番必要であると切望するであろう。行政書士が将来的に期待されているものと現実の問題を見比べたときにあまりにもギャップが大きい今こそ、このような研修が各地が開催されるべきだという主旨やまずは研修をしようという旭川支部の意欲が、実際に参加してみて非常に同感でき、納得できる研修会であった。各地でこれとまったく同じ研修会が開催できるかというと、パソコンを全員が研修できる場所があるかどうか等施設の面又は、数えることのできる人材を確保できるかどうかその他いろいろ難しい点はあると思うが、どう考えても必要な研修である。

各支部での同様の研修会の開催を強く望んで研修会を後にした。

**研修科目**　13：30～16：30

①行政書士とＦＤ申請及び電子申請／講師；副支

部長・佐藤隆一

これからの行政書士業務に関わる大きな問題として高度情報通信化社会への対応がある。

近年、予想を遙かに超える速さで押し寄せてきている電子申請の概要は、

・通商産業省におけるオンライン及びＦＤによる特許申請
・建設省におけるＦＤにおける建築確認申請
・大蔵省における航空貨物通関情報処理システム及び海上貨物通関情報処理システム
・通商産業省におけるＦＤ、ＭＴ及びＯＣＲシートでの貿易保険の申込
・厚生省におけるＦＤでの医薬部外品及び化粧品の製造（輸入）承認申請
・郵政省における磁気ディスクによる第１種電気通信事業者等にかかる電気通信役務通信量の提出
・北海道開発局、建設省におけるＦＤによる特殊車両通行許可申請

となっているが、今後各省庁の研究は加速度を増し、近い将来にはペーパーレス（電子申請）が現実のものとなるであろう。（行政情報システム各省庁連絡会議による「電子化に対応した申請、届出等手続の見直し指針」を参照；「行政ほっかいどう」（217）号

将来、官公庁に対する申請・届出等の手続が電子申請となれば、申請者→電子公証センター→官公庁、という図式になると予想されるが、この間に行政書士がどのように絡んでいくかは大変大きな課題である。なぜならば、行政書士が業として行うことができるのは報酬を得て申請書類・データを作成することであって電子的申請を行うことに関しては様々な問題点が出てくるのである。（支部研修会レジメ参照）

現在、通商産業省では「電子商取引実証実験」を予定しておりその内９億円規模で通産省の外郭団体である（財）ニューメディア開発協会に委託、「電子公証システム」の実験をすることになっている。

日行連は同協会の実験の一部「電子公証システム共通技術関連」の実験に関与することになった。

この実証実験に対し、北海道会としてどう参加していくか。これもまた大きな課題である。

この実験に対し参加できる会員をどのような基準でどう選別していくかという問題もあるだろう。

これに関しては是非行政書士ＶＡＮへの加入を勧めたい。又、単位会として行政書士ＶＡＮの組織をもつことが先決のように思われる。それにはまず各会員が行政書士ＶＡＮに加入することが身近な第一歩である。そして、選別された会員は実験的に官公庁に対しオンライン申請をやっていく予定になると思われる。

報酬を得て官公庁に提出する書類の作成を行政書士に対し、今後きちんとした申請を官公庁が望むとすれば当然電子申請という厳しい規制が科せられるであろうが、実際に行政書士会全体が追いついていけない状況にあるのではないか。

今後の行政書士会の存続を考えるのであれば、会員各自は行政に対し行政書士会はどのような位置づけになっていくのかもっと危機感をもって考えていかなければならないし、会としては会員各自が将来の行政の変化に対応できるような体制作り（＝継続的なパソコンの研修会）にもって関心をもっていくべきである。各支部でのきめ細やかなパソコンの研修会を開催されることが期待される。

以上、随分と略しての記録となったが佐藤先生の講義の内容の詳細は別紙資料にもあるので是非参照して頂きたい。

② パソコンで何が出来るか／講師；ポリテクセンター旭川専任、大井先生

今回の研修では「パソコンを使用して、基本的なことを理解する。」がテーマであった。

全くの初心者でもきちんと対応して行けるよ

うにまずはパソコンを触って立ち上げるところから始まった。講師の先生はポリテクセンター（旭川職業能力開発促進センター）の先生で全くの初心者に対してパソコンを教えることに関してはベテランの先生である。私たちも安心して受講することが出来た。

まずは機械に電源を入れるところからスタートし、（この研修センターのパソコンはウィンドウズ95は入っていないのでウィンドウズ3.1での研修であった。）一太郎を画面に出し、キーボード入力をしてみたり、ミカタイプというソフトを使用してタイピングの練習を行った。

又、マウスの使い方等、初めてパソコンを触ったという人でも十分対応して行ける進度である。

一時間ほどパソコンのハードウェアであるキーボード、マウス、ＣＰＵ（Central Processing Unit＝処理装置）等の説明があり、実際にＣＰＵの実物を触れてみたりと普段では見られないパソコンの内側をのぞいたりしてみた。

次にパソコンのソフトウェアであるＯＳ（Operation System）やアプリケーションソフト、ＬＡＮ、イントラネット等用語の説明があり、ＯＣＮサービスについての説明についても触れて頂いた。

又、１バイトとは何かから始まり、１ＫＢ（１キロバイト）１ＭＢ（メガバイト）など初心者には分かりづらく、理解しづらいものにも十分時間をさいて説明があった。

パソコンの研修というと、現在展開されているパソコンの使用状況や、このような使用方法があるといった口頭での説明で終わりがちであるが実際にパソコンを触ってみての研修に多くの時間をさいてもらえたことが会員にとって一番の収穫ではなかったかと思われる。

最後にこの研修後、引続き行われる実務研修会の研修中に「電子申請等専門者研究会」の設立を行う旨の説明があった。

許認可の電子申請時代に向け、行政書士の職域を守ることを第一義的にパソコンの技術的研究と電子申請に対応する技術習得、電子申請に係るソフトの開発及びパソコン技術の交流を目的とする。このような会の主旨のもと、本会の会員加入を呼びかけた。

この会については、実務研修会が終了する頃を目処に再度正式に全道の会員に呼びかける（今後の「行政書士ほっかいどう」に掲載する）予定。

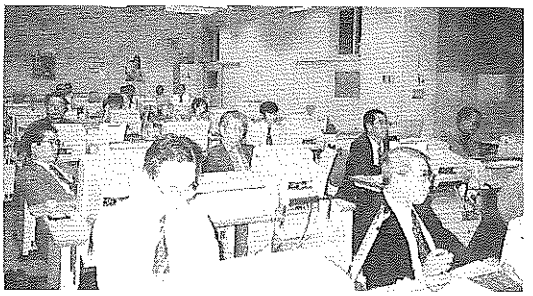

# 開業２年、中年新米行政書士の雑感

札幌支部会員　住　友　秀　紀

## ◆四十路の転職

子供の頃、学校の図書館が好きでした。勉強家だったのではありません。書棚に並ぶ本の背を眺めているのが好きだっただけです。私は自分を本好き人間と勘違いし、本を作る職業に就きました。そして、自分の適性は、本を作ること＝ものを創造することにはなかった、そう結論づけるのにずいぶん時間がかかりました。

人間の営為には３つのステップがあるようです。まず、アイデアを生み出すこと、次にそのアイデアに形を与え、世に送り出すこと、そして、それらを利用しやすいように分類、整理すること。（さらに、次には破壊がくるのでしょうが……）

本と図書館にたとえると、著者が原稿を書き、出版者が本の形を与え、図書館に納められるということになりましょう。著者と出版者の段階までが「創造」の範疇といっていいでしょうが、私の関心事は、どうやらその後の段階だったようです。書棚に並ぶ本の背を眺めているのが好きだった私は、本が整然と分類されているその有様に惹かれていたのです。

20年近く続けた仕事を辞め、行政書士という、始終、法律と鼻をつき合わせる商売を始めて、気がつきました。法律こそ、分類、整理、秩序の権化だと。秩序が好きな私？に、この職業は結構合っているのかもしれないなどと、こじつけを思い浮べられるようになったのも、開業以来２年数カ月、ようやく心に雑念が入り込むだけの余地ができたからかもしれません。そういえば、最近は役所の窓口でもあまり汗をかかなくなったようです。でも、車の運転と同様、慣れ始めたこれからこそ十分心して仕事に当らねばと、自戒しています。

## ◆規制緩和に思う

まだまだ行政書士初心者マークを外せない私ではありますが、この「業界」のことが少しずつわかってくるにつれ、行政書士制度の将来に漠然とした不安を感じ始めています。はたして５年後いや３年後、この行政書士という制度が今と同様に存在しているかどうか……私の予感は「否」です。

このことについて、自分の考えをまとめるだけの知識はないので、「予感」などと無責任なレベルでしか言えないのですが、たとえば規制緩和の矛先は、いずれは、はっきりと行政書士制度そのものに向けられてくると思います。

パーソナルコンピュータを核とした情報通信の仕組みの進化・変容の速度は、まさに核分裂的勢いです（ほんの３年前に、インターネットなどという仕組みを我々の誰が想像できたでしょうか）。フロッピー申請などは過渡期の方法で、申請書類を作成することも、それを役所に持っていくことも、早晩必要なくなります。そういう時代も「いつかは」来るのではなく、「すぐにでも」来ると考えるべきでしょう。「誰もが、簡単に、いつでも、どこででも申請できる」そんな「仕組み（装置）」が早晩できます。そうなれば、行政書士制度の存在意義はまったくなくなります。制度そのものが緩和（否、抹消）されるべき規制とみなされるでしょうから。

しかし、制度の存在意義はなくなっても、社会が専門家の存在を必要とするのは明らかです。そのような社会の要求に応えられるのは、個々人のレベルではなく、行政書士業務に関する知識を集積した頭脳集団的存在ではないでしょうか。現在の行政書士制度は個人開業制をとっていますが、制度の自然崩壊を待つまえに、案外このあたりに、我々の側から、行政書士制度を後の時代に生きうる形に変革する道があるのかもしれません。

## お知らせ

# 平成９年度開発局及び北海道関係
# 競争入札参加資格審査申請説明会開催のご案内

共催　北　　海　　道
社団法人　北海道土木協会
財団法人　北海道開発協会
社団法人　北海道建設業協会

平成９年度の開発局及び北海道関係競争入札参加資格審査申請書の書き方と申請についての説明会を下記のとおり開催いたします。正しい事務手続きを行うためにも、より多数の方が参加されますようご案内いたします。

### 平成９年度開発局及び北海道関係競争入札参加資格審査申請説明会日程

| 月日 | 曜日 | 地　区 | 会　場 | 住　所 | 説明時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11月20 | (水) | 岩見沢 | 岩見沢市民会館 中ホール ☎0126−22−4233 | 岩見沢市9条西4丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 21 | (木) | 室　蘭 | 室蘭産業会館 磯村講堂 ☎0143−22−3196 | 室蘭市海岸町2丁目3の2 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 22 | (金) | 苫小牧 | 苫小牧市民会館 小ホール ☎0144−33−7191 | 苫小牧市旭町3丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 25 | (月) | 札　幌 | ポールスター札幌2F ポールスターホール ☎011−241−9111 | 中央区北4条西6丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 27 | (水) | 函　館 | 函館拓銀ビル8F 大ホール ☎0138−23−4411 | 函館市若松町15−7 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 28 | (木) | 留　萌 | 留萌建設協会 ☎0164−42−0965 | 留萌市寿町2丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 29 | (金) | 滝　川 | 滝川建設協会 ☎0125−22−2215 | 滝川市緑町1丁目 | 北海道 10:30〜12:30 |
| 12月3 | (火) | 釧　路 | 栄町会館3F 末広の間 ☎0154−23−8211 | 釧路市栄町8丁目3 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 4 | (水) | 帯　広 | 寿御園 孔雀の間 ☎0155−23−1388 | 帯広市西7条南6丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 5 | (木) | 網　走 | 網走市民会館 大ホール ☎0152−43−4394 | 網走市南6条西2丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 6 | (金) | 旭　川 | 旭川拓銀ビル8F 大ホール ☎0166−26−3331 | 旭川市4条通9丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 9 | (月) | 小　樽 | 日専連ビル7F 大ホール ☎0134−24−1551 | 小樽市稲穂2丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 10 | (火) | 稚　内 | 稚内建設会館 ☎0162−33−5364 | 稚内市末広4丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |
| 11 | (水) | 札　幌 | 第2水産ビル8F 大会議室 ☎011−281−2071 | 中央区北3条西7丁目 | 北海道 10:30〜12:30<br>開発局 13:30〜15:00 |

●北海道様式と市町村（札幌市及び函館市、苫小牧市は除く）様式は、別になっておりますので、購入の際は**北海道分と市町村分の部数を区分してお買求め下さい。**

### ◎当日頒布するもの

○申請の手引き（北海道分）　1冊 1,100円　○作成要領（市町村分）　1冊 300円
○入札参加資格申請書　北海道分　1部 1,000円　　市町村分　1部 800円

**※説明会当日は相当な混雑が予想されますので用紙類等は早めにお求め下さい。**
**※11月25日は札幌市内業者、12月11日は石狩管内の札幌市外業者を対象とします。**

# お知らせ

## 北海道の競争入札参加資格審査申請のあらまし

平成９年度の北海道における競争入札参加資格審査申請のあらましは、次のようになっています。

**１　資格の種類は、建設業の許可を必要とする建設工事と、それ以外の設計等があります。**

☆　建設工事には一般土木工事や建築工事など13種類、設計等には土木設計や測量など７種類があります。

**２　審査基準日は、建設工事・設計等とも平成９年１月１日です。**

**３　建設工事の資格を希望する場合は、次の要件を満たしていなければなりません。**

**①「許可を受けてからの営業年数が２年以上あること」が必要です。**

☆　審査基準日（平成９年１月１日）において、資格に対応する建設業の許可を受けてから２年以上その事業を営んでいなければなりません。

**②「経営事項審査を受けていること」が必要です。**

☆　資格に対応する建設業の許可について、建設大臣または都道府県知事が行う経営事項審査を受けて、その結果通知を有していなければなりません。

なお、申請書類として経営事項審査結果通知書の写しを必ず提出してください。

**③経営事項審査結果において、「資格に対応する建設業に完成工事高があること」が必要です。**

**４　設計等の資格を希望する場合は、次の要件を満たしていなければなりません。**

**①「引き続き１年以上その事業を営み、かつ、事業高があること」が必要です。**

☆　審査基準日（平成９年１月１日）において、引き続き１年以上その資格に関する事業を営んでいることに併せて、直前１年間に事業高（営業実績）があることが必要です。

**②「個人の場合は、従業員の数が３人以上であること」が必要です。**

**５　平成９年度の資格審査申請の受付期間は次のとおりです。**

【第１回】……平成９年１月16日(木)から１月27日(月)まで　☆土曜・日曜・祝日を除く
【第２回】……平成９年２月６日(木)から２月17日(月)まで　☆受付時間は　9:30～16:30

**６　平成９年度の資格審査申請の受付場所は次のとおりです。**

【道内業者】(大臣許可業者を除く)……主たる営業所の所在地を所管する支庁
【道外業者及び道内大臣許可業者】……道庁赤レンガ庁舎２階３号会議室

なお、支庁によって受付期間内に別に日程・会場を定めて受付を行う場合があります。

# ═ 本会の主要行事 ═

| 月　日 | 行　事　名 | 時　間 | 開　催　場　所 |
|---|---|---|---|
| 8. 9.27 | 綱紀委員会 | 13:30 ～ 17:00 | 本会会議室 |
| 8.10. 8 | 行政書士登録調査委員会 | 13:30 ～ 16:00 | 同　上 |
| 8.10.15 | 第１回企画部会 | 14:00 ～ 16:00 | 同　上 |
| 8.10.16 | 第１回経理部会 | 13:30 ～ 16:30 | 同　上 |
| 8.10 23<br>24 | 中間監査（監査講評） | 9:00 ～ 12:00<br>9:00 ～ 17:00 | 同　上 |
| 8.10.23 | 日行連との連絡会 | 13:00 ～ 17:00 | 北農健保会館 |
| 8.10.24 | 同　上（座談会及び昼食会） | 10:00 ～ 13:30 | ホテル札幌ガーデンパレス |
| 8.10.24 | 第４回常任理事会 | 9:30 ～ 15:00<br>17:00 ～ 18:10 | 北農健保会館<br>本会会議室 |
| 8.11. 8 | 会報編集委員会（第217号） | 14:30 ～ 17:00 | 本会会議室 |
| 8.11.12 | 第１回報酬額検討委員会 | 10:00 ～ 12:00 | 同　上 |
| 8.11.12 | 第１回総務部会 | 13:30 ～ 17:00 | 同　上 |
| 8.11.12 | 行政書士登録調査委員会 | 16:30 ～ 18:30 | 同　上 |
| 8.11.19 | 会報編集委員会（第217号） | 14:30 ～ 17:00 | 同　上 |

# ═ 支部のうごき ═

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

| 支部名 | 開催年月日 | 場　所 | 研修科目 | 講　師 | 受講者数 | 研修種別 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 札幌 | 8. 6.22 | 中央区民センター | ・出入国管理行政の概況について | 元札幌入国管理局首席審査官<br>佐藤　博 | (595)<br>27 | 一般 |
| | 8. 7. 5 | 〃 | ・宅建業の法令と実務について | 札幌支部<br>理　事　村田　菊男<br>〃<br>会　員　小野清美智 | (591)<br>32 | 〃 |
| | 8. 9.27 | 北農健保会館 | ・建設業許可関連実務について | 石狩支庁建設指導課<br>指導審査係長　谷掛　要三<br>主　事　中森　力 | (593)<br>95 | 〃 |
| | 8.10. 4 | 晴ばれビル | ・産業廃棄物収集運搬業許可申請について | 北海道環境整備課産業廃棄物指導係<br>主　任　品川　英昭 | (593)<br>50 | 〃 |
| | 8.10.11 | 〃 | ・運送事業者の現状と新規許可申請の動向について<br>・運送事業者の諸届について<br>・運送事業者の必要帳票類及び巡回指導での問題点について | 札幌陸運支局<br>運送課長　中島　博<br>貨物供長　滝沢　敦<br>北海道適正化事業実施本部<br>札幌事業所<br>事業課長　射水　康熙 | (593)<br>53 | 〃 |

| 支部名 | 開催年月日 | 場所 | 研修科目 | 講師 | 受講者数 | 研修種別 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 札幌 | 8.10.12 | (道央3支部合同専門者研修会)<br>岩見沢市民会館 | ・行政書士における不法行為と損害賠償について<br>・件別報酬額の検討について<br>・支部研修について | 本会<br>総務部長　板垣　俊夫 | (6)<br>6 | 〃 |
| 函館 | 8. 8.31 | 函館パークホテル | ・出入国管理の概要について<br>・在留資格制度の概要について<br>・出入国管理システムについて<br>・入管業務の申請取次制度について | 本会<br>理事　滝沢　俊行 | (128)<br>22 | 一般 |
| 小樽 | 8.10.12 | (道央3支部合同専門者研修会)<br>岩見沢市民会館 | ・行政書士における不法行為と損害賠償について<br>・件別報酬額の検討について<br>・支部研修について | 本会<br>総務部長　板垣　俊夫 | (5)<br>5 | 一般 |
| | 8.10.17 | 小樽市役所分庁舎 | ・労災保険、労働基準、安全衛生について | 小樽労働基準監督署<br>第1課長　山田　雅之<br>第2課長　栗山　茂<br>第3課長　笹館　喜己 | (59)<br>14 | 〃 |
| | 8.11. 1 | 小樽市民センター | ・遺言の理論と実践について<br>(公正証書遺言) | 小樽公証役場<br>公証人　傳法谷　弘 | (60)<br>17 | 〃 |
| 空知 | 8.10.12 | (道央3支部合同専門者研修会)<br>岩見沢市民会館 | ・行政書士における不法行為と損害賠償について<br>・件別報酬額の検討について<br>・支部研修について | 本会<br>総務部長　板垣　俊夫 | (8)<br>8 | 一般 |
| | 8.11.10 | 奈井江町温泉 | ・内容証明について | 本会<br>総務部長　板垣　俊夫 | (119)<br>22 | 〃 |
| 旭川 | 8. 9.25 | 旭川勤労者福祉会館 | ・民法について | 弁護士　岡部　信之 | (123)<br>15 | 一般 |
| | 8.10.29 | ポリテクセンター旭川 | ・許認可の電子申請について<br>・パソコン研修について | 本会<br>業務研修部長　佐藤　隆一<br>ポリテクセンター訓練課<br>講師　大井　正道 | (123)<br>21 | 〃 |
| 宗谷 | 8. 9.19 | 稚内市ポートサービスセンター | ・障害者の雇用促進について<br>・高年齢者の雇用促進について<br>・雇用保険法の一部改訂について<br>・その他関連事項について | 稚内公共職業安定所<br>総轄職業指導官　佐々木明 | (13)<br>7 | 一般 |
| | 8.10. 9 | 〃 | ・法人企業における役員の労災適用について<br>・同居の親族の労働者の範囲について<br>・労災保険の特別加入制度について<br>・法改正について | 稚内労働基準監督署<br>第2課長　山川　正一 | (13)<br>7 | 〃 |
| 網走 | 8. 9. 9 | 生田原ノースキング | ・今後の建設業界と許認可申請等の磁気ディスク化について<br>・建設業法施行規則一部改正及び経営事項審査申請について | 網走支庁建設指導課<br>課長　尾形　顕<br>土木係長　浜中　孝一<br>主事　鈴木　伸一 | (99)<br>25 | 一般 |

| 支部名 | 開催年月日 | 場所 | 研修科目 | 講師 | 受講者数 | 研修種別 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 室蘭 | 8. 9. 7 | (日胆3支部合同業務研修会)<br>みついし温泉 | ・遺言と公正証書について<br>・金銭消費貸借と公正証書について | 苫小牧公証役場<br>公証人 佐藤 弘二 | (50) 8 | 一般 |
| 苫小牧 | 8. 9. 7 | (日胆3支部合同業務研修会)<br>みついし温泉 | ・遺言と公正証書について<br>・金銭消費貸借と公正証書について | 苫小牧公証役場<br>公証人 佐藤 弘二 | (41) 5 | 一般 |
| 日高 | 8. 9. 7 | (日胆3支部合同業務研修会)<br>みついし温泉 | ・遺言と公正証書について<br>・金銭消費貸借と公正証書について | 苫小牧公証役場<br>公証人 佐藤 弘二 | (20) 13 | 一般 |
| 十勝 | 8. 9.25 | 帯広百年記念館 | ・改正消費税について | 帯広税務署<br>統括国税調査官 高野好久 | (116) 21 | 一般 |
| | 8.10. 5 | 十勝川温泉大平原 | ・高度情報通信社会における行政書士のあり方について | 滋賀県行政書士会<br>会長 盛武 隆 | (116) 18 | 〃 |
| 釧路 | 8.10.30 | 釧路市厚生年金福祉会館 | ・消費税の改正について<br>・贈与税及び相続税について | 釧路税務署<br>総括国税調査官 中川喜彦<br>上席国税調査官 中沢 博 | (54) 15 | 一般 |
| 根室 | 8. 9.14 | ホテル川畑 | ・契約書作成の実務について | 根室支部<br>副支部長 木嶋 正毅 | (16) 5 | 一般 |

お知らせ

# 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

## 「統一用紙」の適正な取扱いについて

<総務部>

行政書士業務の重要性と公益性を十分自覚し、次のことに留意し厳格に取扱って下さい。

◎ 「統一用紙」が使用できるのは、行政書士がその職務上必要とする場合に限り認められているものです。たとえ行政書士であっても、職務とは関係なく無制限に使用できるものではありません。

◎ 1回の購入量は、2冊以内に限定されています。

◎ 購入に当たっては、その都度「誓約書」を提出するほか、2回目からは「統一用紙」の控を本会事務局に持参し、使用目的、提出先の確認をうけて下さい。

◎ 郵送による購入の場合でも、「統一用紙」の購入申込書、及び「誓約書」の提出とともに、職印を押印した受領書を送付しなければなりません。

# 行政書士ほっかいどうバックナンバー一覧（平成８年発行分）

（1996. 1. No. 212）

<新年のあいさつ>


年頭にあたって　北海道知事　堀　達也……3
新年のごあいさつ
日本行政書士会連合会会長　住吉　和夫……4
新年あいさつ
北海道行政書士会会長　日向寺正幸……5


<業務資料>


倉庫料金届出の公示について　札幌支部・滝沢俊行…6
株式会社を有限会社にする組織変更、平成８年４月から会社がなくなる、企業存続は大丈夫ですか
北海道行政書士会総務部長・板垣俊夫…8
平成７年度運輸交通関係業務研修会
車庫証明対策委員会副委員長・岡田日出夫…18
軽自動車にも車庫届出が必要となります！……19
支部紹介／札幌支部（支部長　小野　廣）……20
四士業会懇親会開催（総務部長　板垣俊夫）……21
申請取次事前研修会開催……21


<お知らせ>


札幌総合行政相談への参加について
監察部長・池田高明…22
急告／法人建設業者の最低資本金について
（企画部長　酒井　正）…23
競争入札参加資格申請の受け付け……23
建設業許可申請の手引（新規、更新・変更届）の改訂版が発行されました……23
本会の主要行事／支部のうごき……24
「年計報告」提出のお願い／ごせい去……24
投稿募集／表紙のことば／編集後記……25


<日政連北海道支部だより>


新年ごあいさつ／日政連北海道支部長　日向寺正幸…26


（1996. 3. No. 213）

<業務基礎講座シリーズNo. 1>


日和見教授の法律講座（遺言）……2
平成７年度社労税務経営関係業務指導者研修会の概要
（業務研修部理事　鎌田節子）…7
「行政書士基礎講座」のご案内……10
遺族褒章を受彰して（札幌支部　葛西　彰）……11


<業務資料>


宗教法人法の一部を改正する法律……12
フォーラムin 札幌'96……13
お知らせ……15
平成７年度行政書士試験について……17
平成６年分年計報告の分析結果……19
斡旋物価格表（会員専用）……24
本会の主要行事／支部のうごき……26
表紙のことば／総会日程について／ごせい去／編集後記……28


●別　冊<業務資料>


(1) ◎全道車庫証明研修会開催……2
◎軽自動車の届出義務等に係る規定……7
◎自動車登録関係システム更改……8
◎その他関連事項……11
(2) ◎新旅行業法改正のあらまし……1
◎東京入国管理局の申請方式について……5


（1996. 5. No. 214）


特集・〝ウエルカム／〟本会……2
通商産業省所管法律における許認可申請及び書類等保存の電子化について……6
封印取付け委託要領を一部改正……9
外国の方々への無料相談会が開催される……10
全国建設関係行政書士協議会「フォーラムイン札幌'96」……11
建設業関係許可申請の様式改正・廃止について……12
運輸関係業務に携わる会員の皆様へ……12
「新入会員行政書士としての一年間」
（札幌支部会員・大沼　準）…13
本会の主要行事／支部のうごき……14
編集後記／ごせい去……15
日政連北海道支部だより……16

# 行政書士ほっかいどうバックナンバー一覧（平成８年発行分）


（1996. 7. No. 215）

＜業務基礎講座シリーズNo. 2＞

日和見教授の法律講座　相続（その１）……2

全国陸運行政書士協議会総会札幌市で開催される

（理事・葛西　彰）…10

外国の方々への無料相談会が旭川で開催

（旭川支部・皆川ゑみ子）…11

＜お知らせ＞

全道新入会員研修会の開催について……12

平成８年度行政書士基礎講座のご案内……13

平成８年度日行連会長表彰……14

行政書士'96札幌フォーラム……14

本会の主要行事／支部のうごき……15

札幌支部事務所移転のお知らせ……15

３支部合同研修会のご案内……15

表紙のことば／ごせい去／編集後記……16

●別　冊＜第37回総会特集号＞

来賓ごあいさつ……1

第37回定時総会のあらまし……5

各部の議案審議状況……8

＜参考資料＞

第37回定時総会議案……65

（1996. 9. No. 216）

平成８年度全道新入会員研修会報告……2

全道新入会員研修会に参加して

札幌支部／藤本栄一…5

旭川支部／内山邦明…6

＜業務資料＞

日本人の実子を扶養する外国人親の取扱いについて

……7

経営事項審査の基準の改正等について（通知）

……8

リース車の抹消登録手続簡素化で通達……11

滋賀県行政書士会訪問記（札幌支部　葛西　彰）……11

任意会・設立総会開催のご案内……12

＜投　稿＞

選択的夫婦別氏制について　留萌支部・橋本雄一…13

パソコン研修会の開催　旭川支部・川股英慈…16

労働保険の加入はおすみですか……16

本会の主要行事／支部のうごき……17

表紙のことば／ごせい去／編集後記……18

（1996. 11. No. 217）

＜業務基礎講座シリーズNo. 3＞

日和見教授の法律講座　相続（その２）……2

行政書士'96札幌フォーラム開催……7

日行連と本会との連絡会開催……8

外国の方々への無料相談会開催……8

旭川支部・パソコン研修会参加報告……9

開業２年、中年新米行政書士の雑感

（札幌支部　住友秀紀）…12

＜お知らせ＞

平成９年度開発局、北海道関係入札参加資格審査申請説明会開催のご案内……13

本会の主要行事／支部のうごき……15

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書……17

「行政書士ほっかいどう」バックナンバー一覧（平成８年発行分）……18

表紙のことば／ごせい去／編集後記……20

●別　冊＜業務資料＞

◎支部研修会レジメ（許認可の電子申請）……1

◎電子化に対応した申請・届出等手続の見直し指針……9

◎パソコン入門講座……15

## 表紙のことば

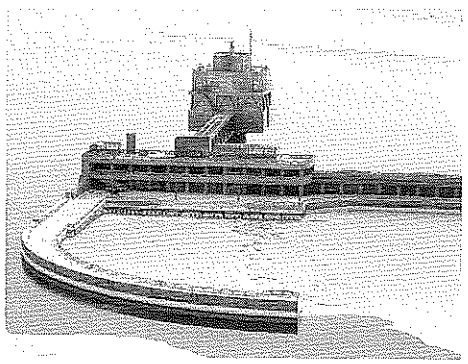

**世界初　紋別市**
**氷海展望塔オホーツクタワー**

オホーツクタワーは、冬期流氷下の海を観察できる世界で唯一の施設で、気象や流氷観測用のレーダー等が備えられ流氷の動きなどがその場で見ることができ、海の散歩道として平成８年２月オープンした。海上４階、海底１階、建設費32億円、定員340人。

（写真提供 ㈱オホーツク流氷科学研究所
北海道行政書士会会員　石田鉄治郎）

## ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

| 支部名 | 会員番号 | 氏　名 | 死亡年月日 |
|---|---|---|---|
| 札　幌 | 1,199 | 佐藤　宏 | 8.10.30 |

## 編集後記

価格破壊という言葉が出てきて久しいが、最近、「自己選択メカニズム」という言葉を耳にした。同じ商品群の中で価格差を設定するということである。
安ければよいという時代も終わったらしい。又、あんまり何でも安くしては物の値というものもなくなってしまうだろう。
人間の存在価値の価格破壊にだけはなりたくないものである。

いろいろな研修会に参加するたびに思うこと。
それは、その研修会を開催する方たちが常に全体の利益という大きな目標に向かって突き進むその熱意に本当に頭が下がるということです。
ただでさえ、個の利益のみの追求にとらわれている世界はいずれ衰退の一途をたどるのが世の常であって、本当に何が起こるかわからないこれからの時代、もっと危機感を持っていかなければならないと気の引き締まる思いをさせられるのです。
個の利益と全体の利益、どちらも必要ではあるが、優先順位はあると思うのです。
忙しい中、時間を捻出して少しでも全体の利益の為に精力的に動かれている先生たちを見て、私には何が出来るんだろうと考えてしまいます。嗚呼……。

あっという間の一年でした。もはや街はクリスマスの模様一色。
この時期になるとキリスト教でもないのに心は浮かれてきてしまう自分が情けない。
何にしても、楽しいことはいいことです。
この一年、皆様はいかがお過ごしでしたでしょうか。
来年も皆様が心安らかに過ごせますように心からお祈り致しております。
メリークリスマス！

近々、通信デビューしようと思います。

（さすらいのヒットマン）

'96.11.　第217号　平成８年11月25日　発行

発行人　日向寺　正　幸
編集人　酒　井　　正
編集委員　河　上　　隆
編集委員　芳　賀　啓　寿
編集委員　佐々木　ひとみ
発行所　北海道行政書士会
印刷所　㈲酒井印刷所

札幌市中央区北１条西７丁目（西向）タキモトビル２階
TEL 代表(011)221－1221・FAX(011)281－4138
郵便番号　０６０
取引銀行　北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座　02730－0－8224番